

○総務省訓令第 号

令和 8 年に申請を受け付ける B S 放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）に係る基幹放送局に関する免許方針を次のとおり定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

令和 8 年に申請を受け付ける B S 放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）に係る基幹放送局に関する免許方針

（目的）

第 1 条 令和 8 年 月 日から同年 月 日まで申請を受け付ける放送衛星業務用の周波数（1 1．7 G H z から 1 2．2 G H z までの放送衛星業務に使用される周波数をいう。以下同じ。）を使用する衛星基幹放送（第 3 条において「令和 8 年に申請を受け付ける B S 放送」という。）に係る基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を除く。）の免許申請の審査に当たっては、電波法関係審査基準（平成 1 3 年 1 月 6 日総務省訓令第 6 7 号）の規定によるほか、この訓令に定めるところによるものとする。

（申請を受け付ける無線局）

第 2 条 申請を受け付ける無線局は、放送衛星業務用の周波数のうち電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波（以下「右旋円偏波」という。）の電波の周波数を使用して衛星基幹放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）を行う基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を除く。）とする。

2 前項の無線局の工事落成期限は令和 1 2 年 7 月 3 1 日までとする。

（審査事項）

第 3 条 令和 8 年に申請を受け付ける B S 放送に係る基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を除く。）の免許申請の審査においては、電波法関係審査基準第 3 条の規定によるほか、次に掲げる事項について審査することとする。

(1) 衛星調達方法等

ア 新たに調達する衛星の設計寿命までの間の衛星の使用及び当該衛星基幹放送の業務を維持するために必要な経理的基礎の確保に係る計画が適正かつ明確に定められていること。

イ 高い信頼性を有する衛星を調達するものであり、その調達方法が適正かつ安価にするための工夫がされているものであること。

ウ 新たに調達する衛星は 1 3 年以上の設計寿命を有するものであること。

エ 衛星の打上げの失敗又は遅延の場合における衛星確保のための対応の方法

(イ) 衛星の打上げが失敗した場合には、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り早期に代替衛星を打ち上げる計画を有していること。

(イ) 衛星の打上げの遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められていること。

オ 近接する、又は同一軌道上の他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保するものであること。

カ 新たに調達する衛星は、申請者単独又は申請者以外の者との連携により、放送衛星業務用周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の業務に係る無線設備の併設による調達及び打上げを行うとともに、当該衛星により、公募に係る全ての周波数を使用する衛星基幹放送の業務を行い、かつ、放送衛星業務用周波数以外の全ての周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）を使用して衛星基幹放送の業務に活用するものであること。

(2) 衛星基幹放送事業者への情報開示

次に掲げる事項について、衛星基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、対象となる衛星基幹放送事業者等に等しく情報開示を行うものであること。

ア 衛星の仕様の内容

イ 衛星障害に関するデータの内容

(ア) 障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容

(イ) 障害対策として実施する措置として開示する内容

ウ 放送局設備供給役務の料金の算定根拠、コスト構造及びコスト削減の取組に関する内容

エ 中長期の事業計画その他衛星基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容

(3) 衛星基幹放送事業者の負担額

ア 放送局設備供給役務の料金の見込み額が明確に定められていること。

イ アの料金の見込み額が、既存の放送局設備供給役務の料金よりも低廉なものであること。

ウ アの料金の見込み額が、新たに調達する衛星の設計寿命までの間に発生することとなる諸費用等に照らし適正であること。

エ アの料金の見込み額は、放送局設備供給役務の提供条件に応じた料金区分が設定されていること。

オ 新たに調達する衛星の設計寿命までの間において基幹放送事業者に負担させることとなる料金を値上げする可能性がある場合にあっては、その想定される事由及び値上げの上限額が明確に定められていること。

カ アの料金の見込み額が、他の事業分野との間での不当な内部相互補助により定められたものでないこと。

(4) 衛星基幹放送事業者の意向の聴取

新たに調達する衛星の運用開始以後において、衛星基幹放送事業者の意向を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。

(5) 衛星基幹放送の業務を継続するために必要な設備・体制の整備

既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上に配備する衛星基幹放送の業務の用に供する番組送出設備、中継回線設備及び地球局設備（以下「地上放送設備」という。）を確保すること。

(比較審査)

第4条 申請が2以上提出され、割り当てることのできる周波数が不足する場合には、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第10条第1項の規定に基づき、当該申請につき、比較審査を行う。当該比較審査に当たっては、同規則への適合の度合いを評価するために、次に掲げる事項への適合の度合いについて審査するものとする。

(1) 衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画、事業遂行上必要な設備の整備計画等次に掲げる事項がより確実であること。

ア 経理的基礎の確保

イ 設備の整備計画

ウ 高度な技術者の確保

(2) 衛星の調達及び打上げ等に要する費用をより低廉にするための次に掲げる計画がより充実していること。

ア 衛星の調達費用を低廉にするための工夫

イ 衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫

ウ 衛星の設計寿命及び燃料寿命

(3) 衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。

ア 衛星基幹放送事業者に事業計画やコスト構造を開示する方法及びその改善計画

イ 衛星基幹放送事業者と料金水準について協議する方法及びその改善計画

ウ 衛星基幹放送事業者と役務内容について協議する方法及びその改善計画

エ 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画

(4) 放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）を実施する場合に予定する放送局設備供給役務の料金の見込み額の水準がより安価であること。

(5) 安全・信頼性を確保するための次に掲げる対策がより充実していること。

ア 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備・対策

イ サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備、対策

ウ 経済安全保障上のリスクに対する取組

エ 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策

附 則

この訓令は、令和8年 月 日から施行する。